

議案第三十二号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清家愛

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十五条の三第三項の規定に基づき、東  
京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法の特例を定めるため、別紙の規約により協議  
を行い、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する。

（説明）

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第二百九  
十五条の十一の規定に基づき、本案を提出いたします。

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。